観覧船乗船料の減免に関する取扱い基準

平成19年12月5日 決裁 平成25年 3月8日 決裁 平成26年4月28日 決裁 平成29年 4月1日 決裁 平成30年3月26日 決裁 平成31年1月30日 決裁 令和 2年3月24日 決裁 令和 3年2月17日 決裁 令和 4年3月 2日 決裁

岐阜市観覧船に関する条例 (平成2年岐阜市条例第10号) 第3条第2項の規定による特別の事由は、 次のとおりとする。

1. 鵜飼観覧のため運航する観覧船に乗船する場合

(1) 屋形船(貸切・納涼鵜飼貸切)、屋形船(高級)(貸切・納涼鵜飼貸切)

| 区分 | 減免割合・減免額 | |
|--|--|--|
| 1. 市長の招待により乗船する場合。 | 全額 | |
| 2. 報道関係者及び出版社等が番組等の制作または取材のため乗船する場合で市長が認めたもの。 | 2分の1 | |
| 3. 旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第3条の規定に基づく 観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた旅行業者及び市内 の宿泊施設、交通事業者の従業員または観光ボランティア等が 研修のため乗船する場合で市長が認めたもの。 | 3分の1 | |
| 4. 参加者100人以上のコンベンション等の参加者が乗船する場合で、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会又は一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団から申請されたもので市長が認めたもの。 | 10分の1 | |
| 5. 災害その他やむを得ない事由により、通常の乗船形態による 運航が困難となり乗船者数を制限する場合。 | 貸切(土日祝日)乗 船可能人数に3,500 円を乗じた額と条例 の乗船料との差額 貸切(平日)乗船可 能人数に3,200円を 乗じた額と条例の乗 船料との差額 納涼鵜飼貸切 乗船 可能人数に2,900円 を乗じた額と条例の 乗船料との差額 | |
| 6. その他市長が特別の理由があると認めた場合。 | 市長が定める割合 | |
| 備考 (1) 花火大会開催日は適用しない。 (2) 減免適用の場合は乗船客斡旋に関する手数料は支払わない。ただし区分5 | | |

- の減免を適用する場合を除く。
- (3) 区分5の減免については、区分2から4、6の減免とあわせて行うことが出来る。

(2) 屋形船(乗合)

| 区分 | 減免額 |
|---|--|
| 1. 報道関係者及び出版社等が番組等の制作または取材のため乗船する場合で市長が認めたもの。 | 全額 |
| 2. 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく 観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた旅行業者及び市内 の宿泊施設、交通事業者の従業員または観光ボランティア等が 研修のため乗船する場合で市長が認めたもの。 | 通常(平日短時間・ 納涼)乗合料金より 大人1人につき 1,200(900・600)円 |
| 3. 岐阜市または公益財団法人岐阜観光コンベンション協会が実施する事業及び割引企画等において乗船する場合で市長が認めたもの。 | 乗合料金より大人 1 人につき 300円 |
| 4. (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が乗船する場合。 (2) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が乗船する場合。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が乗船する場合。 (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1項の規定により特定医療費の支給認定を受けている者及びその介護者が乗船する場合。 | 乗合料金より大人 1 人につき 500円 |
| 5. その他市長が特別の理由があると認めた場合。 | 市長が定める額 |

備考

- (1) 区分3についての適用人数等の制限については個別に定める。
- (2)区分3については、割引券等の提出をもって減免申請に代えることとする。
- (3) 区分4の介護者については、1名のみを減免対象とする。
- (4) 区分4については、所持する手帳及び受給者証の提示をもって減免申請に 代えることができる。
- (5)減免適用の場合は乗船客斡旋に関する手数料は支払わない。

(3) 苫船(貸切)

| 区分 | 減免割合 |
|---|---|
| 1. 報道関係者及び出版社等が番組等の制作または取材のため乗船する場合で市長が認めたもの。 | 全額 |
| 2. 鵜飼観覧船事業に対し貢献すると認められる企画等で乗船する場合で市長が認めたもの。 | 3分の1 |
| 3. 災害その他やむを得ない事由により、通常の乗船形態による 運航が困難となり乗船者数を制限する場合。 | 乗船可能人数に 2,410円を乗じ100 円未満を切上した額 と条例の乗船料との 差額 |

備考 (1) 花火大会開催日は適用しない。

- (2) 減免適用の場合は乗船客斡旋に関する手数料は支払わない。
- (3) 区分3の減免については、区分1、2の減免とあわせて行うことが出来る。

2. 鵜飼観覧以外のため運航する観覧船に乗船する場合

| (1)屋形船(貸切)、屋形船(高級)(貸切)、苫船(貸切)区分 | 減免割合 | |
|--|--|--|
| 1. 観覧船事業に対し貢献すると認められる企画等で乗船する場合で市長が認めたもの。 | 3分の1 | |
| 2. 災害その他やむを得ない事由により、通常の乗船形態による運航が困難となり乗船者数を制限する場合。 | 条例上の定員に対す る乗船可能人数の割 合を条例上の料金に 乗じ100円未満を切 上した額と条例の乗 船料との差額 | |
| 3. その他市長が特別の理由があると認めた場合。 | 市長が定める割合 | |
| 備考 (1)区分2の減免については、区分1、3の減免とあわせて行うことが出来 る。 | | |

(2) 屋形船 (乗合遊覧)

| 区分 | 減免額 |
|---|----------------------------|
| 1. 報道関係者及び出版社等が番組等の制作または取材のため乗船する場合で市長が認めたもの。 | 全額 |
| 2. (1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が乗船する場合。 (2)都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が乗船する場合。 (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が乗船する場合。 (4)難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1項の規定により特定医療費の支給認定を受けている者及びその介護者が乗船する場合。 | 乗合料金より大人 1 人につき 100円 |
| 3. その他市長が特別の理由があると認めた場合。 | 市長が定める額 |
| 備考 (1)区分2の介護者については、1名のみを減免対象とする。 (2)減免適用の場合は乗船客斡旋に関する手数料は支払わない。 | |

附 則 (平成19年12月5日 決裁)

- この観覧船使用料の減免に関する取扱い基準は、平成20年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成25年 3月8日決裁)
- この観覧船使用料の減免に関する取扱い基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月28日決裁)

- この観覧船使用料の減免に関する取扱い基準は、平成26年4月28日から施行する。 附 則 (平成29年4月1日決裁)
- この観覧船使用料の減免に関する取扱い基準は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 (平成30年3月26日決裁)
- この観覧船使用料の減免に関する取扱い基準は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 (平成31年1月30日決裁)
- この観覧船使用料の減免に関する取扱い基準は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年3月24日決裁)
- この観覧船使用料の減免に関する取扱い基準は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年6月7日決裁)
- この観覧船使用料の減免に関する取扱い基準は、令和2年6月7日から施行する。 附 則 (令和3年2月17日決裁)
- この観覧船使用料の減免に関する取扱い基準は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 (令和4年3月2日決裁)
- 1 改正後の観覧船使用料の減免に関する取扱い基準の規定は、令和4年5月11日から施行する。ただし、この基準中2. 鵜飼観覧以外のため運航する観覧船に乗船する場合における屋形船(乗合遊覧)に関する規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の観覧船使用料の減免に関する取扱い基準を施行するために必要な行為は、この基準の施行の日前においても行うことができる。